

令和6年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	令和6年3月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時36分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚 委 員 高坂 智子
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 学校教育課長 山本 康広 生涯学習課長 渡辺 直秀 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 山本 康広
会議録署名委員	中根教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
協議事項	教育長職務代理者の指名について
報告事項	(1) 3月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	議案第11号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について （学校教育課） 議案第12号 東郷町立小中学校医療的ケア事業実施要綱の一部改正について （学校教育課） 議案第13号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の一部 改正について（学校教育課） 議案第14号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について （生涯学習課） 議案第15号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第16号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第17号 教育委員会感謝について（学校教育課） 議案第18号 学校薬剤師の委嘱について（学校教育課） 議案第19号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について（生涯学習課） 議案第20号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について（生涯学習課）
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と山田委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	3 月 22 日は修了式でした。大きな事件もなく小中学校の 5 年度が終われたことにほっとしています。 また、委員の皆さんには、中学校卒業式、小学校卒業式で告辞をしていただきました。ありがとうございました。 3 月 8 日の校長会の報告です。 私は東郷中学校の卒業式に出席しました。子供たちも落ち着きがあり立派な卒業式だったと伝えておきました。 また、8 日は公立高校の合格発表でしたので、希望校が受からなかった子や進路が はっきりしない子など最後まで指導をするようお願いしました。 19 日は小学校の卒業式なので、事前準備等よくと伝えました。 交通事故関係では、愛知警察署管内で子供たちの交通事故が増えているようで、署長から交通事故防止の依頼文書が出されるそうです、 登下校、また学校生活以外でも道路への急な飛び出しはしないなど 交通ルールを守るよう指導をお願いしました。 不祥事関係ですが、年度末で懇親会、送別会などあると思います。教職員の自覚を持って、楽しむよう伝えました。 8 日は職務代理と愛日地区教育事務協議会に出席しました。 委員さん方に伝える事項は特にありません。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第 4、教育長職務代理者の指名についてです。 事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 13 条第 2 項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされています。現在の教育長職務代理者の任期が、令和 6 年 3 月 31 日まで

	となっていますので、4月1日から1年間の教育長職務代理者を、教育長が指名する必要がありますのでよろしくお願いします。
教育長	事務局の説明のように、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。 早速ですが、教育長職務代理者として、加藤委員を指名いたします。 加藤委員、いかがでしょうか。
委員	ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。 ですが、私は非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。 私が行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思います。
教育長	具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのようにさせていただきたいと思います。 具体的な事務の執行については部長に委任します。 併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。 教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますが、ご異議ございませんか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、加藤委員よろしくお願いします。 これで、教育長職務代理者の指名を終わります。 次に、日程第5、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。
教育部長	(1) 3月校長会について 中学校は3月6日（水）に、小学校は3月19日（火）に、卒業式を行いました。 今年度は、3年ぶりに来賓の方々を迎えての式を行うことができました。 教育委員の皆様にも、お忙しい中、卒業式にご参加をいただきまして、大変、感謝をしています。 式では、在校生から感謝の気持ちのこもった「送辞」が、卒業生からは、小中学校での思い出や、保護者や教職員へ感謝の言葉がつづられた、心温まる「答辞」が読み上げられました。卒業生による合唱もあり、どの学校も心温まる卒業式となりました。 卒業生には、小中学校で学んだことを生かして、これからの人生も力強く歩んでほしいと思います。 2月の教職員の在校時間につきましては、100時間を超えた職員はおりませんでした。80時間を超えた職員は、小学校で0名、中学校で1名いました。 今後も学校業務を見直し、人員の配置等、教員の働き方改革の推進をしっかりと進めていきたいと思っています。

	令和5年度の一年間は、3月22日（金）の修了式をもって、一区切りとなりました。 令和6年度の入学式は、小学校が4月4日（木）、中学校が4月5日（金）となっています。 各学校においては、本年度の成果と課題を、来年度の教育活動によりよい形で生かせるように、今週、来週にかけて、来年度の準備をしっかりとしていきます。 3月の報告は、以上です。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について それでは、「報告事項 (2) 後援名義の使用許可について」説明します。資料は、1ページから6ページまでになります。 令和6年2月22日から令和6年3月19日までに申請のあった件数は、資料のとおり1件です。 過去に許可したものと同様の内容でした。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料は、7ページになります。 令和6年2月15日から令和6年3月19日までに申請があり、前回報告の222件から、新規認定4件を計算いたしまして、現在の認定者の合計は226件となりました。 昨年同時期と比較すると7件の増となっています。 今回新規認定の4件ですが、新規申請の方が4件でした。 新規認定の内訳は、母子家庭による収入が少ない家庭が1件（1世帯）、世帯収入が少ない家庭が3（2世帯）でした。 また、現在の認定者226件のうち、要保護は2件、準要保護は224件でした。 報告事項の説明は以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第6、議題に入ります。 議案11号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第11号について説明します。8ページをお開きください 議案第11号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について 東郷町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、東郷町学校運営協議会委員の役割及び人数を改正する必要があるからでございます。 資料10ページをお願いします。

	議案の概要について説明します。 1 番 改正理由は、学校が目指す経営方針を、地域との協働により実現するという学校運営協議会の目的を達成するため、委員の役割及び人数を見直す必要があるからでございます。 2 番 改正内容は、協議会が、学校の職員等の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができるようにすること。委員の人数を20人以内にとすること。でございます。 3 番 施行期日は、令和6年4月1日から施行します。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第11号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第11号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり可決します。 次に、議案12号 東郷町立小中学校医療的ケア事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第12号について説明します。12ページをお開きください 議案第12号 東郷町立小中学校医療的ケア事業実施要綱の一部改正について 東郷町立小中学校医療的ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、事務手続きを見直す必要があるからでございます。 この要綱は、令和6年4月1日から施行します。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第12号について審議をお願いします。
委員	医療的ケアが必要な子は何人いるのですか。
学校教育課長	諸輪小学校に2人、音貝小学校に1人です。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第12号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については、原案のとおり可決します。 次に、議案13号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第13号について説明します。42ページをお開きください 議案第13号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の一部改正について 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

	この案を提出するのは、児童生徒の学校生活を一層豊かにし、かつ、教員の働き方改革を一層推進するために改正する必要があるからでございます。 この要綱は、令和6年4月1日から施行します。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第13号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第13号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については、原案のとおり可決します。 次に、議案14号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第14号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。 説明として、この案を提出するのは、東郷町の中学校部活動の地域移行の在り方等を検討するため必要があるからである。 要綱の概要について説明させていただきます。49ページをお開きください。 第2条所掌事務です。委員会は、次に掲げる事項について検討することとします。 (1) 中学校における部活動の在り方に関すること。 (2) 中学校の部活動の地域移行に関すること。 (3) その他部活動について必要と認める事項 を検討します。 第3条組織です。委員会は別表に掲げる者をもって組織し、委員会の委員は東郷町教育委員会が委嘱します。 50ページの下の別表をご覧ください。 委員になっていただく方は、町スポーツ協会・文化協会の代表者、保護者、町立小中学校校長、教員、外部指導者代表等 表のとおりです。 第4条任期等です。委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げないこととします。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第14号について審議をお願いします。
委員	守秘義務について、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとありますが、職務の範囲と、どのようなことが秘密に当たるのか教えてください。
生涯学習課長	職務上知り得た情報とは、会議中のほか、検討の過程において知り得た情報全般を指します。また、職務とは、第2条の所掌事務に関することを指します。 秘密とは、一般に知らされていない事実で、知らしめることが一定の利益に侵害に当たると客観的に考えられるものをいいます。

教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第14号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第14号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第15号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第15号について説明させていただきます。資料53ページをお願いします。 議案第15号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。 1 主催者 NPO法人 健康マージャン全国会東郷町支部 2 事業名 健康マージャン入門教室 3 実施日 令和6年4月2日（火）から4月23日（火） 4 会場 イーストプラザいこまい館 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからでございます。 資料54ページをお願いします。 後援等名義申請書になります。 黒枠の4行目、事業の内容・目的は「高齢化社会のなかで、フレイル予防に役立つ「健康マージャン」は、仲間づくり・健康づくりとしてニーズが高まりつつありますが、東郷町で初心者が安心して参加できる入門教室を、公共施設を利用して開催し、絆づくりに貢献することを目的としています。 入場料は有料で、6千円です。 詳細については、55ページから69ページまでになります。 資料56ページをお願いします。 資料56ページの団体概要の表、最下段に「主な活動の実績」として、 1 目黒区教育委員会後援「健康マージャン入門講座」平成17年度10月より10年、毎年開催 2 他に世田谷区・大田区・練馬区など、ともに教育委員会後援事業として「健康マージャン入門講座」開催。 と実績がございます。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第15号について審議をお願いします。
委員	高齢者の健康づくりが目的ですか。
学校教育課長	そのとおりです。
委員	これは、生涯学習につながるのですか。
学校教育課長	高齢者の健康づくりということであれば、担当は高齢者支援課になります。
委員	フレイル予防なら、教育委員会が後援するものなのか疑問が残ります。

教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第15号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手なし
教育長	挙手なしですので、議案第15号については、否決とします。 次に、議案第16号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第16号について説明させていただきます。資料70ページをお願いします。 議案第16号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。 1 主催者 宮城復興支援センター 2 事業名 国際交流 & イングリッシュキャンプ 3 実施日 令和6年4月20日、21日、27日、28日、6月29日、30日、8月31日、9月1日 4 会場 愛知県旭高原自然の家、国立乗鞍青少年交流の家、愛知県美浜少年自然の家 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからでございます。 資料84ページをお願いします。 事業目的になります。 復興支援の側面として、下線部分になりますが、 東日本大震災・全国各地の災害の風化防止、子どもたちや保護者が災害の危機意識・防災意識の向上、被災地から被災地外に避難した避難生活児童様・仮設住宅入居児童様・避難所入居児童様を無償招待し、笑顔や元気を取り戻すきっかけになることを挙げられています。 また、事業目的のうち、国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進の側面として、留学生や海外留学経験者との交流により「世界は広いということや世界には様々な文化・習慣・考え・容姿の違い」などがあることを体験してもらうこと。 留学生や海外留学経験者との交流により「英語が話せると世界が広がること・楽しくなるということを」体験してもらうことを挙げられています。 参加費用については、資料83ページをご覧ください。 中段に「参加費用」とあり、 被災地から避難した避難生活児童等は無償、無償条件に該当しない小学生は、税抜き27,300円の有償となります。 同じページ、下のほうに「事業運営体制」の項目の2行目に「後援申請予定」とあり、県教育委員会、県内各市町村教育委員会を挙げられています。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第16号について審議をお願いします。

委員	後援をするのであれば、児童生徒へ周知をしていただきたいと思います。
学校教育課長	かしこまりました。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第16号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第16号については、原案のとおり可決します。 ここでお諮りします。次の議案第17号から議案第20号までは、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項但し書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第17号から議案第20号までは非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第17号から議案第20号まで、全員賛成で原案のとおり可決されました。
教育長	3月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。